

消 防 予 第 2 7 号  
平成19年1月23日

各都道府県知事 殿  
各指定都市市長 殿

消 防 庁 長 官

### 平成19年春季全国火災予防運動の実施について

本年度の春季全国火災予防運動については、平成19年3月1日から7日までの7日間にわたり、別添「平成19年春季全国火災予防運動実施要綱」に基づき、実施することといたします。

本運動の展開に当たっては、現在、地域の安全と住民生活の安心・安全の確保が強く求められていることから、地域の防火・防災力の向上を目指し、身近な各行事への参加はもとより、地域単位で住民が一体となって安心・安全な地域づくりが広く行われるよう、周知・啓発を進める必要があります。

特に、住宅防火対策については、近年増加傾向にある住宅火災の死者数が、平成17年には1,220人に急増し、過去最悪の事態となったことから、昨年6月1日の住宅用火災警報器の設置義務付けスタートに併せ、総務大臣により行われた「住宅防火推進宣言」等を踏まえ、住宅用火災警報器の早期設置の促進をはじめとして、より幅広く、かつ積極的に普及啓発・周知を進めることとしています。

また、放火火災防止対策については、平成9年以来9年連続で放火による火災が出火原因の第1位となっていることから、「放火火災防止対策戦略プラン」の積極的な活用等により、放火火災の防止対策をより一層推進することとしています。

そのほか、例年、春季全国火災予防運動と同時期に実施する「全国山火事予防運動」及び「車両火災予防運動」についても、関係機関等との連携を図り、出火防止対策の一層の強化に努めていくこととしています。

貴職におかれましては、本運動及び関連行事への住民の積極的な参加を促し、地域自らの火災及び災害に強いまちづくりの継続的な推進のため、特段の御配慮をお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知頂くよう、よろしく願いいたします。

## 平成19年春季全国火災予防運動実施要綱

### 1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的とする。

### 2 統一標語

『消さないで あなたの心の 注意の火。』

### 3 実施期間

平成19年3月1日（木）から3月7日（水）までの7日間

### 4 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (4) 林野火災予防対策の推進
- (5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

### 5 推進項目

#### (1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅火災による死者数の急増を踏まえた住宅用火災警報器の早期設置の促進
- イ 住宅用火災警報器の不適正販売に係る予防策の周知
- ウ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- エ 防災品の普及促進
- オ 消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- カ 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- キ 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

#### (2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

- ア 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ 物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- エ 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底
- オ 違反のある特定防火対象物、小規模雑居ビル等に対する違反是正指導の推進
- カ 認知症高齢者グループホーム等の高齢者等が入居する防火対象物における防火安全対策の徹底
- キ 避難・消火困難な物品販売店舗における防火安全対策の徹底

(4) 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の醸成
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
- エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

(5) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進

- ア 火災予防広報の実施
- イ たき火等を行う場合の消火の準備及び監視の励行
- ウ 火気取扱いにおける注意の徹底
- エ 工事等における火気管理の徹底

6 地域の実情に応じた重点目標の設定

火災予防運動の実施に当たっては、必要に応じて次の事項等を追加するなど、地域の実情に応じた運動を積極的に展開するものとする。

(1) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- イ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(2) 震災時における出火防止対策等の推進

- ア 阪神・淡路大震災等の教訓を踏まえた出火防止対策等に係る啓発活動の推進
- イ 火気使用設備・火気使用器具及び電気器具の特性を踏まえた出火防止対策等の推進
- ウ 自主防災組織等と連携した地域の防火安全対策の推進

(3) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底

#### (4) 電気火災予防対策の推進

- ア 電気配線の適切な維持管理
- イ 老朽化した電気器具や電気配線の交換の推進
- ウ 電気器具、電気配線の正しい使用の徹底

#### (5) 消火器の適切な維持管理

- ア 消火器の不適切点検に係る予防策の周知及びトラブル情報の伝達体制の再確認
- イ 老朽化消火器の一斉回収等による適切な回収の推進

### 7 実施要領

住宅火災による死者の発生防止対策の要点をまとめた[別紙1「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」](#)に関する広報や、放火火災防止対策戦略プランの活用を含め、次の要領により、積極的に本運動の推進を図るものとする。

なお、林野火災予防運動及び車両火災予防運動については、[別紙2「平成19年全国山火事予防運動実施要綱」](#)及び[別紙3「平成19年車両火災予防運動実施要綱」](#)が定められているので、本運動と一体的に実施することとし、それぞれの関係者に対して火災予防思想の普及啓発を図るものとする。

- (1) 消防庁は、各省庁、各都道府県及び関係団体に協力を依頼し、また、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の各種媒体を通じた広報を行うものとする。
- (2) 都道府県は、各市町村及び関係団体に協力を依頼し、また、テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等の各種媒体を通じた広報を行うものとする。
- (3) 市町村は、関係団体に協力を依頼し、また、各種媒体を積極的に活用した広報を行うとともに、地域の実情に応じて、消防団、婦人防火クラブ及び自主防災組織等各団体、福祉関係団体等との連携のもと、本運動の高揚と充実を図るため、各種消防訓練、住宅防火診断（訪問診断）、催し物等の行事を積極的に実施するものとする。